

≪ 横浜女学院後援会規約 ≫ (改定案)

※ 改定案部分は赤にて記載

第一条 本会は「横浜女学院後援会」と称し、事務所を横浜女学院内に置く。

第二条 本会は学校法人横浜学院の「建学の精神」を体して教育事業を後援することを目的とする。

第三条 本会は目的の達成を期して学校施設の充実に図り、教職員の厚生福祉への協力、**P T Aとの連携**及び会員相互の親睦を図るものとする。**(内容は別途内規にて定める)**

第四条 本会は次の各号にあげる者をもって組織する。

第一号会員 横浜女学院の在校生の保護者

第二号会員 横浜女学院の卒業生の保護者であって、本会の趣旨に賛同する者

第二号の会員は事業活動に参加する者を「正会員」、事業活動には参加しない者を「準会員」、会費を納入するがお知らせ等を希望しないものを「賛助会員」と呼ぶ。

会員は毎年度当初に上記の区分を選ぶことが出来るが、時に応じて事業活動に参加することは妨げない。

第三号会員 横浜女学院の卒業生で、卒業後 1 年以内の者

第五条 本会の役員は次の通りとする。

(1) 会 長 一 名

(2) 副会長 三 名 (卒業生保護者のうち P T A 会長経験者がこれにあたる)

(3) 会 計 若干名 (第二号及び第三号会員より役員会にて選出する)

(4) 監 事 若干名 (” ”)

(5) 顧 問 若干名

役員の任期は原則二年とするが、その再任を妨げるものではない。

第六条 役員候補者の選出は役員会にて行い、選出された候補者を五月の定時総会に於いて承認審議として上程し、定時総会において承認された役員は、本総会より新役員に就任する。

第七条 本会の経費は会費および寄付金をもってこれに当てる。

第四条第一号会員の会費は月額 200 円(年額 2,400 円)とし、口座振替により収受する。

〃 **第二号会員**の会費は 1 口 1,000 円(3 口以上)とし、本会に直接納付するものとする。

〃 **第三号会員**の会費は年額 1,500 円とし、卒業時に一括収受するものとする。

第八条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は会務を統括し、総会及び役員総会を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理を務める。
- (3) 監事は会の運営及び会計について監査する。
- (4) 会計は本会のすべての金銭の収入支出を取り扱い、これを正確に記録し、総会の都度収支を報告し、総会において会計監査を経て決算報告をする。

第九条 毎年次の定時総会及び役員総会は以下の通りとする。

五月定時総会：前年度の事業報告、監査ならびに決算報告、新年度の事業計画・予算審議

四月役員総会：新年度の事業計画・予算、役員改選について協議、審議。

上記の他に、会長の発議により臨時に常任委員会及び役員総会を開催することが出来る。

第十条 総会の日時・場所及び議題は、役員会に於いて予め之を定める。

第十一条 総会の定足数は会員の五分之一とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第十二条 本規約の改定については役員総会に於いて審議可決の上で総会に上程し、総会に於いて出席者の三分の二以上の同意により改定することができる。

【第三条の内規】

(1) 教職員に対しての感謝の意思表示は次のように定める。

イ. 学校法人理事会及びPTA、同窓会等と協調して行うものとする。

ロ. 表彰の場合

5年未満 5,000 円・5年以上 10,000 円・10年以上 20,000 円・15年以上 25,000 円
20年以上 30,000 円・25年以上 35,000 円・30年以上 50,000 円

ハ. 転退職の場合

3年未満 10,000 円・3年以上 20,000 円。以後1年を増すごとに5,000 円を加算する。

(2) 篤志会員の慶弔・感謝の意思表示は次のように定める。

イ. 慶弔は役員会において協議の上、その方法を定める。

ロ. 役員の転退に対しては、総会において感謝状及び記念品を贈呈する。

(3) 教職員・配偶者及び家族の慶弔は次のように定める。

イ. 慶事、又お見舞いは役員会において協議の上、その方法を定める。

ロ. 当人及び配偶者の不幸は役員会において協議の上、香料及び生花とする。

また、ご家族の場合は応分の弔意を表すこととする。

(4) 基金の支出に当たっては、該当者の多少により増減を生ずる可能性があることから、各年次積立の方法をとり、次年度に繰り越して別途積み立てるものとする。

附則 この規約は二千二十四年度より改定施行予定。